

秋田県下水道管路等包括管理業務共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 本要綱は、秋田県及び秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の関連市町村（男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）が発注する下水道管路等包括管理業務（以下「業務」という。）に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の運営形態)

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

(構成員数)

第3条 共同企業体の構成員数は、原則として2以上とする。

(構成員の組合せ)

第4条 共同企業体の構成員の組合せは、次条の構成員の要件を満たす者による組合せとし、業務ごとに定めるものとする。

(構成員の要件)

第5条 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、次の各号の要件を満たす者とする。

- 一 秋田県建設業者等級格付名簿に登録されている者であること。
- 二 その他契約担当者が必要として定める要件。

第5条の2 共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件を満たす者とする。

- 一 臨海処理区内（秋田市、男鹿市、潟上市、八郎潟町、五城目町、井川町、三種町、大潟村）のいずれかの市町村に本社を有している者であること。
- 二 その他契約担当者が必要として定める要件。

(出資比率)

第6条 契約担当者は、共同企業体の構成員の出資比率について、均等割の10分の6を下限とする。

(代表者)

第7条 代表者は、構成員のうち最大の業務遂行能力を有するものとし、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(結成方法)

第8条 第5条の要件を満たす者による自主結成とする。

(入札公告)

第9条 契約担当者は、共同企業体の結成を入札の参加要件とするときは、その旨及び構成員の要件等に関する事項その他入札に関する事項を明示して公告するものとする。

(資格申請)

第10条 入札に参加しようとする共同企業体は、公告で指定する期日までに次の書類を提出するものとする。

- 一 共同企業体入札参加資格確認申請書（様式1号）
- 二 共同企業体協定書（様式2号）

(存続期間)

第11条 共同企業体の存続期間は、入札の結果、秋田県が契約を締結した共同企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

- 2 契約企業体の存続期間は、契約に係る対象業務の完了後3月を経過した日までとする。
ただし、当該期間満了後であっても当該業務につき契約不適合責任がある場合には、解散時における各構成員は連帯してその責任を負うものとする。

(共同企業体編成表)

第12条 契約企業体は、契約を締結したとき又は構成員の変更があったときは、速やかに、共同企業体編成表（様式3号）を提出しなければならない。

(構成員の変更等)

第13条 契約企業体は、その構成員が脱退、除名その他の事由により、新たな者を構成員として加えようとするときは、発注者は、当該契約企業体に対し申請書（様式4-1号）を提出させるものとし、承認する場合は承認書（様式4-2）により通知するものとする。

(本要綱の変更)

第14条 本要綱に関して、疑義が生じた場合は、秋田県と関連市町村との協議により、当要綱を変更できるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年2月25日から施行する。

(様式第 1 号)

共同企業体入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

あて

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

秋田県が発注する下水道管路等包括管理業務（以下「業務」という。）の入札に参加したく、関係書類を添えて参加資格の確認を申請します。

なお、この申請の日から存続期間が終了する日までの間、次の権限を当共同企業体の代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

委任事項

- 1 業務の遂行に関し、当企業体を代表して秋田県と折衝する権限
- 2 業務の入札及び見積もりに関する一切の権限
- 3 業務代金及び前払金の請求及び受領に関する一切の権限
- 4 その他業務の遂行に関する諸届け及び諸報告の提出に係る一切の権限

使用印

(様式第2号)

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当企業体は、(業務名)業務(以下「業務」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当企業体は、〇〇共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体の事務所を(所在地)に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、(年 月 日)に成立し、業務の委託契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。

2 業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 (所在地)

商号 (商号)

代表者 (代表者氏名)

所在地 (所在地)

商号 (商号)

代表者 (代表者氏名)

所在地 (所在地)

商号 (商号)

代表者 (代表者氏名)

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、(所在地)(商号)(代表者氏名)を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、秋田県と折衝する権限並びに入札書及び見積書の提出、受託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、業務について、秋田県と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

（所在地）（商号）（代表者氏名）（構成割合 %）

（所在地）（商号）（代表者氏名）（構成割合 %）

（所在地）（商号）（代表者氏名）（構成割合 %）

2 金銭以外の出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(業務分担)

第9条 各構成員の業務分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

（所在地）（商号）（代表者氏名）（分担する業務名）

（所在地）（商号）（代表者氏名）（分担する業務名）

（所在地）（商号）（代表者氏名）（分担する業務名）

(運営委員会)

第10条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本に関する事項、資金管理方法、当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第11条 各構成員は、業務の委託契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第12条 当企業体の取引金融機関は、（金融機関名）とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第13条 当企業体は、業務の完了時に決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第14条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第15条 決算の結果、欠損が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第17条 構成員は、秋田県及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務期間途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第18条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第19条 構成員のうちいずれかが業務期間途中において破産又は解散した場合においては、第17条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第20条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残

存構成員のうちいずれかを代表とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 21 条 当企業体が解散した後においても、業務に契約不適合責任があったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 22 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(所在地)(商号)(代表者氏名)、他○名は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書(構成員数+1通)を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持する他、参加資格認定申請書に1通添付するものとする。

(年 月 日)

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

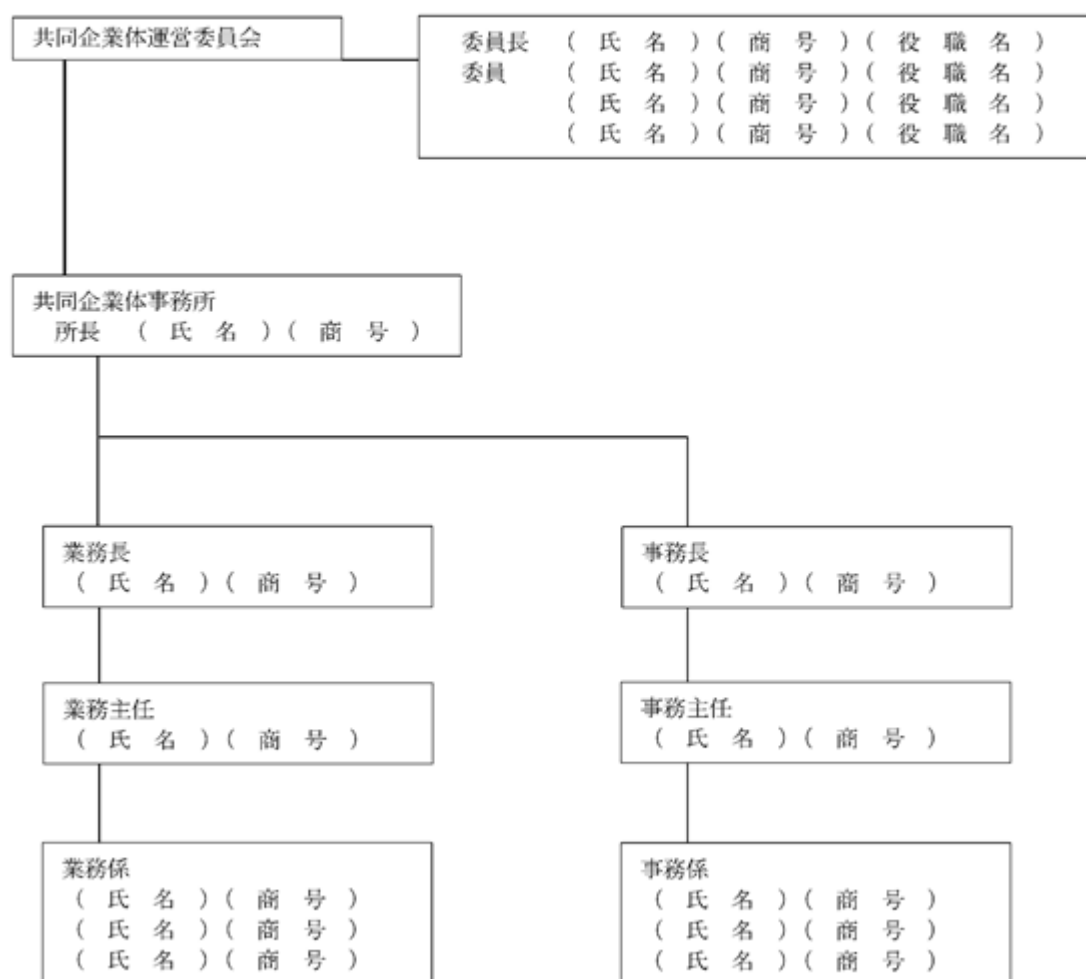
商号及び代表者

印

(様式第3号)

〇〇共同企業体編成表

〇〇共同企業体編成表 (例)



(様式第 4－1 号)

令和 年 月 日

契約担当者

あて

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

共同企業体構成員の脱退（除名）及び加入について（申請）

このことについて、次のとおり実施したいので、秋田県下水道管路等包括管理業務共同企業体取扱要綱第 13 条により、関係書類を提出しますので、承認して下さるようお願い致します。

- 1 委託番号
- 2 委託名
- 3 脱退(除名)する構成員

構成員の所在地

商号照合及び代表者

- 4 加入する構成員

構成員の所在地

商号照合及び代表者

- 5 添付書類

- ・ 運営委員会において、構成員を脱退（除名し）、及び共同企業体への加入を承認した書類
- ・ 加入する構成員の同種業務及び類似業務の実績及びその添付書類（入札公告様式第 3 号）
- ・ 加入する構成員の保有資機材の状況（入札公告様式第 4 号）
- ・ 加入する構成員の産業廃棄物収集運搬業許可証及び浄化槽保守点検業者登録許可証の写し

※同種業務ア：下水道管路施設の点検又は調査業務

※同種業務イ：下水道又は集落排水施設のマンホール形式ポンプ場の保守点検業務

(様式第4－2号)

令和 年 月 日

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者 様

契約担当者

印

共同企業体構成員の脱退（除名）及び加入について（承認）

令和 年 月 日付けで申請のあったことについては、次のとおり承認します。

- 1 委託番号
- 2 委託名
- 3 脱退(除名)する構成員

構成員の所在地

商号照合及び代表者

- 4 加入する構成員

構成員の所在地

商号照合及び代表者